

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成 3 年徳島市規則第 5 号）第 3 条及び第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 1 2 月 4 日

徳島市長 遠藤 彰良

1 入札対象業務

(1) 業務件名

一般廃棄物（焼却灰）搬送業務

(2) 業務概要

徳島市東部環境事業所及び徳島市西部環境事業所（以下「両環境事業所」という。）において発生する一般廃棄物（焼却灰）（以下「焼却灰」という。）を徳島東部処分場まで搬送する業務

ア 搬出場所 徳島市東部環境事業所 徳島市論田町元開 4 3 番地の 1
徳島市西部環境事業所 徳島市国府町北岩延字桑添 1 8 番地の 1

搬出時間 8 時 3 0 分から 1 2 時 0 0 分まで
1 2 時 4 5 分から 1 5 時 0 0 分まで

ただし、焼却施設の処理運営上、搬出時間については別に協議する場合があります。

[国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、日曜日、土曜日、1 月 2 日及び 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から同月末日までの間を除く]

イ 搬入場所 徳島東部処分場 板野郡松茂町字豊久地先

搬入時間 9 時 0 0 分から 1 1 時 3 0 分まで
1 3 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分まで

[国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、日曜日、土曜日、1 月 2 日及び 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から同月末日までの間を除く]

ウ 使用車両

次の条件を満たした車両を使用すること。

- ① ダンプ車（トレーラー車は不可）で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）に基づく許可を受けた車両（事業用車両）とする。

② 深あおりダンプ（深ボディーダンプ）とし、車両寸法が、全高330cm以下、全幅270cm以下で、両環境事業所の焼却灰積込み場所に進入できる車両とする。

③ 荷台は、テールゲート周辺に水密パッキンを取り付けた水密仕様（防水構造）とし、原則として腐食対策を施した車両とする。

また、搬送中の飛散、落下防止のため、天蓋付ダンプ又は専用全面シート張り等覆蓋対策を施すこと。

④ 車両総重量は20トン以下で、最大積載量は9トン以上10トン以下とする。

エ 搬送方法

① 搬送は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1項第1号に記載された収集、運搬の基準に従うこと。(別紙1)

② 事故などやむを得ない場合を除き、積替え、一時保管を行ってはならない。

③ 使用車両及び運転手は、あらかじめ本市へ届けるものとする。

④ 積荷が徳島市の一般廃棄物であることを確認できるように、使用車両に表示すること。

⑤ 徳島東部処分場での荷下ろしは、ダンプによる。なお、車両の荷台等に付着物が残らないよう確実に荷下ろしするものとする。

⑥ 両環境事業所での積込みは、本市が行う。

⑦ 道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令を遵守し、事故防止に努めなければならない。

⑧ 徳島東部処分場の搬入時の遵守事項に十分留意し、搬入するものとする。

オ 搬送量

年間搬送予定量 約9,300トン

※参考令和4年度・令和5年度・令和6年度東西灰搬出量集計表」(別紙2)

ただし、ごみの排出量によって搬送量は変動するため、この搬送量を保証するものではない。

カ 搬送経路

松茂町内においては、徳島東部処分場が指定する廃棄物搬入ルートを使用すること。

キ その他

① 10トンダンプ車で想定する1日当たりの最大搬送回数12回を実行できる車両台数（上記「ウ 使用車両」による適合車両）を自社所有又はリースで3台以上確保すること。

また、車検その他の点検、故障、事故、修理の際にも本業務に支障をきたさないこと。

② 使用車両の運転手として、大型第一種運転免許取得者を3人以上確保すること。

③ 搬出計画については、両環境事業所施設課と事前に十分協議すること。なお、1台当たりの焼却灰の積込量は、使用車両の最大積載量を保証するものではない。また、焼却

施設の処理運営上、少量の焼却灰の搬出を行う場合がある。

- ④ 両環境事業所から排出される焼却灰の性状特性としては、水分含有量が多いことから、搬送には十分配慮すること。
- ⑤ 徳島東部処分場への搬入時にトラックスケールで交付された計量伝票は、原則としてその翌日に搬出元の環境事業所施設課まで届けること。
- ⑥ 使用車両は、日常的に保守点検・整備等を実施し、常に良好な状態に保つこと。

(3) 業務委託期間

令和7年3月1日（土）から令和10年2月29日（火）まで

（徳島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）

※翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、この契約は解除することがある。

2 業務担当課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館10階

徳島市環境部環境政策課

TEL 088-621-5217 FAX 088-621-5210

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、本市の一般競争入札参加資格審査において、この資格を認められること。

- (1) 法人とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 徳島市総務部契約監理課の物品・役務関係登録業者名簿、若しくは建設工事に係る競争入札有資格者名簿に登録されている者。
- (4) 次に掲げる車両及び人員を確保することができる者
 - ア 業務に必要な車両（「1 入札対象業務 ウ 使用車両」による適合車両）を自社所有又はリースで3台以上確保することができる者
 - イ 業務に必要な運転手（大型第一種運転免許取得者）を3人以上確保することができる者
- (5) 公告の日から入札執行の日までの間に、徳島市物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱及び徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止期間中、若しくは指名回避の期間中ではない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをした者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをした者、及び破

産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをした者については、手続き開始の決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。

- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号のイからルに該当していない者
- (8) 受託者が、自ら受託業務を実施するものであること。
- (9) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に基づく許可を受けた者
- (10) 徳島市暴力団等排除措置要綱の別表に該当しない者

4 一般競争入札参加資格審査

本件への入札参加資格を確認するため、入札参加資格について審査を行う。

(1) 申請書類

本入札に参加を希望する者は、次の書類を1部提出し、本市の入札参加資格審査を受けなければならない。なお、入札参加資格を確認するため、次の書類以外の書類の提出を求められることがある。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 搬送計画及び使用車両一覧（様式2）

※搬送に使用する車両の自動車検査証の写しを添付すること。

ウ 使用車両写真（様式3）

エ 使用車両仕様適合確認申立書（様式4）

オ 運転者名簿（様式5）

カ 申立書（様式6）

キ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に基づく許可書（写し）

ク 確約書（様式7）

※申請時に「3 入札参加資格 (3) ア（車両）、イ（人員）」を満たしていない場合は、提出すること。

(2) 申請書受付期間

令和6年12月10日（火）から令和6年12月16日（月）正午まで
受付時間は、平日9時から17時まで ※正午から13時までは除く。

(3) 申請場所

「2 業務担当課」に同じ

申請書類は、申請書受付期間中に申請場所に持参して提出しなければならない。

(4) 費用負担

申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(5) 他への使用

申請書類は、申請者に無断で他に使用しない。

(6) 通知

審査結果を令和6年12月18日（水）付けで郵送及びファクスにて通知する。

なお、一般競争入札参加資格を認めなかった申請者には理由を付する。

5 仕様書の閲覧

- (1) 閲覧期間 令和6年12月4日（水）から令和6年12月9日（月）まで
閲覧時間は、平日9時から17時まで ※正午から13時までは除く。
- (2) 閲覧場所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館10階 環境政策課

6 業務に関する質問

- (1) 本業務に関する質問事項については、令和6年12月4日（水）から令和6年12月13日（金）までに質問書（様式8）により、ファクスで提出すること。ただし、質問事項のない場合は、提出は不要である。
- (2) 質問に対する回答については、令和6年12月18日（水）に徳島市ホームページに掲載する。
- (3) 質問書の提出先
「2 業務担当課」に同じ

7 入札執行日時及び場所

- (1) 入札執行日時 令和6年12月24日（火）午前10時
- (2) 入札執行場所 徳島市役所本館4階 401会議室

8 入札方法

- (1) 入札書（様式9）は、入札執行日時に入札執行場所に封筒に入れて持参すること。
- (2) 本市の指定した入札書（様式9）を用いること。
- (3) 入札書には、搬送する焼却灰1トン当たりの単価を記載すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札者は、提出済みの入札書の引替え、変更又は取消はできない。

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 次の場合に該当する入札は無効とする

- (1) 徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第13条に規定する入札
- (2) 本市が指定した入札書（様式9）を用いないでした入札
- (3) 申請書又は添付資料等に虚偽の記載をした者の入札
- (4) その他本市入札条件に違反した入札

11 落札者（受託者）の決定方法

入札後、直ちに開札を行い、予定価格を下回り、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者（受託者）とする。

また、最低価格で有効な入札を行った者が2者以上ある場合は、その場でくじによって落札者を決定する。

なお、2回の入札執行において落札者がいないときは入札を不調とする。その場合は、最低入札金額提示者と交渉する。

12 その他留意事項

- (1) 契約手続きにおいて、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約の解除
申請書又は添付資料等に虚偽の記載がある場合には、契約を解除することがある。
- (4) 再委託の禁止
受託事業者は、受託事業全てを他の事業者にも再委託してはならない。
- (5) 入札の延期又は中止
やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、又は中止することがある。
- (6) 書類等の返却
提出された書類等は返却しない。

廃棄物処理法に基づく収集、運搬の基準について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1項第1号（抜粋）

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

1 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないようにならなければならない措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないようにならなければならない措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

令和4年度東西灰搬出量集計表

(単位 台)

日	令和4年4月			令和4年5月			令和4年6月			令和4年7月			令和4年8月			令和4年9月			令和4年10月		
	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計
1	3		3			0	3		3	2	3	5	3	3	6	2	2	4			0
2			0	6	4	10		3	3			0	3	3	6	3		3			0
3			0			0		3	3			0			0			0	3	3	6
4	3	3	6			0			0	3	3	6	2		2			0	3		3
5	3	3	6			0			0	3	2	5	2	2	4	3	3	6			0
6			0	6	3	9	3	2	5			0			0			0	3	3	3
7	3	3	6			0		3	3	3	3	3		3	0	3	3	6	3	3	6
8	3	2	5			0			0	2	3	5	3	3	6	2		2			0
9			0	3	3	6	3	3	6			0	3		3	2	3	5			0
10			0	3		3		3	3			0	2	2	4			0			0
11	3	1	4		3	3			0	3	3	6			0			0	3	3	6
12	3		3	3		3			0	3	3	6	3		3	3	3	6	3		3
13			0	3	3	6	3	3	6	2		2			0	3	3	6	2		2
14		3	3			0		3	3	2	3	5			0			0	2	3	5
15	3	3	6			0	2		2	3		3	3	3	6	2	2	4			0
16			0	3	3	6		3	3			0	3		3	3	2	5			0
17			0	3	3	6	3	2	5			0		3	3			0	3	3	6
18	3	3	6			0			0			0			0			0	3	3	3
19	2	3	5	3	3	6			0	3	3	6	3	2	5			0			0
20			0	3		3	3	3	6	3	3	6			0	4	2	6	2		2
21	3	3	6			0			0	2		2			0	2	2	4	2	3	5
22	3	3	6			0			0	2	3	5	3	3	6	1	2	3			0
23			0	3	3	6	3	3	6			0		2	2			0			0
24			0	3	3	6		2	2			0	2		2			0	3	2	5
25	3	4	7			0			0	3	3	6	2	3	5			0	3		3
26	3	2	5	2		2			0	3	3	6	2		2	3	3	6		3	3
27	3		3	3	3	6	3	3	6	2		2			0	3		3	3		3
28	3	2	5			0			0	2	3	5			0	2	3	5	2	2	4
29			0			0			0	3	3	2	3	3	6	3		3			0
30			0	3	3	6	3		3			0	3		3	2	2	4			0
31					3	3						0		3	3				3	3	6
合計	47	38	85	50	40	90	32	39	71	48	38	86	45	35	80	46	35	81	46	28	74

日	令和4年11月			令和4年12月			令和5年1月			令和5年2月			令和5年3月			令和4年度総計		
	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計
1	3		3	3	3	6			0	3		3		2	2	516	443	959
2	2	2	4			0			0			0	3		3			
3			0			0			0	3	2	5	2	2	4			
4	3	2	5			0	7	3	10			0			0			
5			0	3	3	6	4	3	7			0			0			
6			0		3	3	4	3	7	2	2	4		3	3			
7	3	2	5			0			0	2		2	4		4			
8	3		3	3	4	7			0			0	3		3			
9			0		1	1			0	2	3	5		3	3			
10	3	2	5			0	3	3	6	2	3	5	3		3			
11	2	3	5			0	3		3			0			0			
12			0	3	3	6	3		3			0			0			
13			0		3	3	2	2	4	3	2	5	3	3	6			
14	3	3	6	3		3			0	3		3	3	3	6			
15		3	3		3	3			0		3	3		3	3			
16			0	3	3	6	3	3	6	3		3	3	2	5			
17	3	3	6			0		3	3	2	2	4	3	2	5			
18		3	3			0		3	3			0			0			
19			0	3	3	6	3		3			0			0			
20			0		3	3		3	3	3	3	6	3	3	6			
21	3	3	6			0			0	3		3			0			
22		3	3	3		3			0	2		2	3		3			
23			0	1	3	4	3	3	6			0	3	3	6			
24		3	3			0		3	3	3	3	6	2	2	4			
25	3	3	6			0			0			0			0			
26			0	4	3	7	3	3	6			0			0			
27			0	3	4	7	3	3	3	3	3	6	3		3			
28	3	3	6	4	3	7			0	3		3	3	3	6			
29			0			0			0					3	3			
30			0			0	3	3	6					3	3			
31						0		3	3					2	2			
合計	34	38	72	36	45	81	41	44	85	42	26	68	49	37	86			

令和4年度焼却灰搬出量集計

(単位 トン)

東部	西部	合計
5,027.88	4,454.98	9,482.86

備考: 数量(トン)、台数(台)

(別紙2つづき)

令和5年度東西灰搬出量集計表

(単位 台)

日	令和5年4月			令和5年5月			令和5年6月			令和5年7月			令和5年8月			令和5年9月			令和5年10月		
	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計
1			0	4	2	6		3	3			0	3		3	2	2	4			0
2			0	4	2	6	2		2						0			0	3	2	5
3	3	3	6			0			0	3	2	5	2	3	5			0	3		3
4	3	3	6			0			0	3		3	2		2	3	3	6		2	2
5			0			0	3		6		2	2			0	3		3	2		2
6	3	2	5			0	3	3	6	3		3			0		2	2	3	3	6
7	3		3			0		2	2	2		2	3	3	6	2		2			0
8			0	6	3	9	3		3			0	2	3	5	3	2	5			0
9			0	3	3	6	2	2	4			0	2	2	4			0			0
10	3	3	6	2		2			0	3	3	6	2	3	5			0	3		3
11	3	3	6	2		2			0	3	3	6			0	3	3	6	3	2	5
12		3	3	3	3	6	3	2	5		2	2			0	3		3	2	3	5
13	3	3	6			0	2		2	2		2			0			0	2		2
14	3	3	6			0	3	2	5	2	2	4	4	3	7	2	3	5			0
15			0	3	3	0			0			0			0	3	2	5			0
16			0	3	3	6			0			0	3	2	5			0	3	3	6
17	3	3	6			0			0			0	2		2			0	3	2	5
18	3		3	2	2	4			0	3	3	6		2	2			0			0
19			0	2	3	5		3	3	3	3	6			0	3	3	6	3		3
20	3	2	5			0		3	3	2	2	4			0	3	3	6	2	2	4
21	3	2	5			0	2	2	4	2		2	3	2	5	2		2			0
22			0	3	2	5			0			0			0	3	2	5			0
23			0	3		3	3	2	5			0	3	3	6			0	3	2	5
24	3	3	6		2	2			0	3	3	6		2	2			0	3		3
25	2	3	5	3		3			0	3		3	3		3	3	2	5		2	2
26	3	2	5	2	2	4	3	3	6	2	2	2			0	3		3	2		2
27	2		2			0	3	3	6	2		2			0		2	2	2	3	5
28	2	3	5			0		3	3	2	2	4	3	3	6	3		3			0
29			0	3	2	5	3		3			0	2	3	5	2	2	4			0
30			0	3	2	5	3	2	5			0		2	2			0	3	2	5
31				3		3				3	2	5	3	2	5				2	3	5
合計	48	41	89	54	34	82	38	38	76	44	31	75	42	38	80	46	31	77	47	31	78

日	令和5年11月			令和5年12月			令和6年1月			令和6年2月			令和6年3月			令和5年度総計		
	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計
1	2		2			0			0	3		3	3	3	6	512	414	926
2	2	3	5			0			0			0			0			
3			0			0			0			0			0			
4			0	3	3	6	7	3	10			0	3	2	5			
5			0		3	3	5	3	8	3		3	3	2	5			
6	3	3	6		2	2			0	2		2			0			
7	3	2	5	3	3	6			0		3	3	3		3			
8	3		3			0			0	2		2	2	3	5			
9		2	2			0	3	3	6	3	2	5			0			
10	3		3			0	3	1	4			0			0			
11			0	3	3	6	2		2			0	3	3	6			
12			0		3	3	3	3	6			0	3		3			
13	3	3	6	2	1	3			0	3		3			0			
14		2	2		3	3			0	3	3	6	3	2	5			
15			0	3	2	5	3	3	6	2	2	2	2		2			
16	3	2	5			0		3	3	2	3	5			0			
17		3	3			0		3	3			0			0			
18			0	3	3	6	3		3			0	3	3	6			
19			0		3	3		3	3	3	3	6	3		3			
20	3	3	6	2	2	4			0	2	2	4	3		0			
21		2	2			0			0	2	2	4	2	3	5			
22	2	3	5	3	2	5	3	3	6	2		2	3	3	6			
23			0			0		3	3			0			0			
24	3	2	5			0			0			0			0			
25			0	3		3	2	3	5			0	3	3	6			
26			0	3	3	6	3		3	3	3	6	2		2			
27	2		2	2	3	5			0	3	3	6			0			
28		3	3	2	3	5			0	2		2	3	3	6			
29			0			0	3	3	6		2	2	2		2			
30	3	2	5			0			0						0			
31						0			0						0			
合計	35	35	70	32	42	74	40	37	77	40	26	66	46	30	76			

令和5年度焼却灰搬出量集計

(単位 トン)

東部	西部	合計
4,996.34	4,209.13	9,205.47

備考: 数量(トン)、台数(台)

(別紙2つづき)

令和6年度東西灰搬出量集計表

(単位 台)

日	令和6年4月			令和6年5月			令和6年6月			令和6年7月			令和6年8月			令和6年9月			令和6年10月		
	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計
1	3	3	6	4		4			0	3	3	6			0			0	3	3	6
2	3		3	3	4	7			0	3		3	2	3	5	4	3	7			0
3			0			0	3	2	5			0			0	3	3	6	2		2
4	2	3	5			0	3	2	5	2	2	4			0	3		3	2	3	5
5	2		2			0			0	3	2	5	2	2	4		2	2			0
6			0			0	3		3			0		3	3	3	2	5			0
7			0	4	4	8	3	3	6			0		3	3			0	3	1	4
8	3	3	6	3		3			0	3	2	5	2		2			0	2		2
9	3	3	6	3	3	6			0	2		2	2	2	4	3	3	6			0
10			0	2	3	5	3	3	6			0			0	2		2	2		2
11	3	2	5			0	2	3	5	2	2	4			0			2	2	2	4
12	2	2	4			0			0	3		3			0	3		3			0
13			0	3	3	6	3		3			0	3	2	5	2	3	5			0
14			0	3	2	0	2	3	5			0	3		3			0			0
15	3	2	5			0			0			0	2	2	4			0	3	3	6
16	3	2	5	3		3			0	3	3	6	1		1			0	3		3
17	2		2	2		2	3	3	6	3		3			0	3	3	6	2	3	5
18		3	3			0		2	2		3	3			0	3		3	2		2
19	3	3	6			0			0	3	3	6	3	3	6	2	3	5			0
20			0	3	3	6	3	3	6			0	2		2	2		2			0
21			0	3	3	6	2	3	5			0			0			0	3	3	6
22		3	3			0			0	3	3	6	2	3	5			0	2		2
23	3		3	3	3	6			0	2	3	5	3	2	5			0		3	3
24			0	2	2	4		3	3			0			0	3	2	5	2		2
25			0			0		2	2	2	3	5			0	2		2	1	2	3
26	4	3	7			0			0	3	3	6	3	3	6	2		2			0
27			0	3	3	6	2	2	4			0	1	3	4	2	3	5			0
28			0	3	2	5			0			0	1		1			0	3	3	6
29			0			0			0	3	2	5			0			0	2		2
30	4	3	7	3	3	6			0	2	2	2			0	3	3	6			0
31				2		2				2		2			0				2	2	4
合計	43	35	78	52	38	85	32	34	66	45	36	81	32	31	63	45	30	75	41	28	69

日	令和6年11月			令和6年12月			令和7年1月			令和7年2月			令和7年3月			令和6年度総計		
	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計	東部 台数	西部 台数	合計
1			0			0			0			0			0	290	232	522
2			0			0			0			0			0			
3			0			0			0			0			0			
4			0			0			0			0			0			
5			0			0			0			0			0			
6			0			0			0			0			0			
7			0			0			0			0			0			
8			0			0			0			0			0			
9			0			0			0			0			0			
10			0			0			0			0			0			
11			0			0			0			0			0			
12			0			0			0			0			0			
13			0			0			0			0			0			
14			0			0			0			0			0			
15			0			0			0			0			0			
16			0			0			0			0			0			
17			0			0			0			0			0			
18			0			0			0			0			0			
19			0			0			0			0			0			
20			0			0			0			0			0			
21			0			0			0			0			0			
22			0			0			0			0			0			
23			0			0			0			0			0			
24			0			0			0			0			0			
25			0			0			0			0			0			
26			0			0			0			0			0			
27			0			0			0			0			0			
28			0			0			0			0			0			
29			0			0			0			0			0			
30			0			0			0			0			0			
31						0			0						0			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

令和6年度焼却灰搬出量集計

(単位 トン)

東部	西部	合計
2,855.05	2,384.36	5,239.41

備考: 数量(トン)、台数(台)